

群馬県立女子大学特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第40条第2項の規定に基づき、特別聴講学生について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 特別聴講学生として本学に志願できる者は、本学と協議が成立した大学（外国の大学を含む。以下「他大学」という。）の長が推薦する女子学生とする。

(入学の時期)

第3条 特別聴講学生の入学時期は、学年始め又は学期始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに所属大学の長を通じて、学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願（別記様式）
- (2) 所属大学の長の推薦書
- (3) その他本学が必要と認める書類

(聴講許可)

第5条 聴講の許可は、教務委員会の審査を経た後、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。

(聴講許可の通知)

第6条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

(聴講期間)

第7条 聴講の期間は、1年間とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を延長することができる。

(履修科目)

第8条 特別聴講学生は、別に定める開講授業科目の中から希望する授業科目を選択して履修するものとする。

(修得単位数)

第9条 特別聴講学生として修得できる単位数は、60単位を限度とする。

(単位認定)

第10条 学則第16条の規定に基づき、学修の評価を受け合格した者には、所定の単位を与えることができる。

(成績証明書の交付)

第11条 学長は、単位を認定された特別聴講学生に対し、成績証明書を交付するものとする。

(聴講料)

第12条 特別聴講学生として聴講を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。ただし、本学と他大学との間における大学間単位互換協定において、当該特別聴講学生の聴講料が相互に不徴収とされている場合は、この限りではない。

(身分喪失)

第13条 特別聴講学生が、その所属する大学の学生の身分を失った場合は、同時に本学の特別聴講学生の身分も失う。

(聴講許可の取消し)

第14条 学長は、特別聴講学生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修を続ける見込みがなくなったときは、聴講の許可を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定により聴講の許可を取り消したときは、その旨を所属大学の長に通知するものとする。

(規程の準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、特別聴講学生について準用する。

(他大学との協議)

第16条 特別聴講学生に関する他大学との協議に必要な細部の事項については、その都度、他大学と協議するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 大学間単位互換に関する包括協定書に基づく特別聴講学生については、男子学生も受け入れるものとする。
- 3 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学特別聴講学生規程の規定によりさ

れた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。